

津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域材の積極的な使用を推進することにより、市内林業の振興と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームを行う者に対する補助金及び三世代世帯等での居住を促進する補助金（以下「三世代等補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、リフォーム工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 既存の住宅本体に手を加えて改良する方法で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ① 増築（床面積を増加させるもの）
 - ② 改築（間取りを変更するもの）
 - ③ 改装（模様替えをするもの）
 - ④ 修繕
 - ⑤ 新築（地域材を8 m³未満使用する住宅）
- (2) 地域材 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受け、市内に本社または本店が登記されている法人及び市内に住所をおく製材業者による国産材製材品（皮むき等の加工丸太を含む。）をいう。
- (3) 世代 交付を受けようとする者及びその配偶者を一つの世代とし、その直系の親・子等をそれぞれ一世代とする。ただし、配偶者がいるかどうかは問わない。
- (4) 三（二）世代世帯 前号に記載した世代のうち、三（二）つ以上の世代が世帯を一つにして同居している世帯をいう。
- (5) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (6) 孫 親の二親等の卑属で、申込日に中学生以下の者をいう。ただし、子が出産予定である場合は、申込日に子が母子手帳を取得していること。

(7) 成年 年齢二十歳をもって,成年とする。また,二十歳未満であっても婚姻していれば成年とみなす。

(補助対象となる住宅及び対象者)

第4条 補助金交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は,市内に立地する居住の目的のものとする。三世代等補助金については,三世代以上で居住するため住宅リフォームする者。または,市外から二世代以上で定住目的のため住宅リフォームする者(新たに生活を拠点とする住所地以外に1世代以上が1年間以上住民票があること)。

(補助対象となる工事)

第5条 補助金交付の対象となる工事は,次に掲げる要件に該当のものとする。

(1) 地域材の材料費が,10万円(税込み)以上のもの。

(2) 請負で工事を行う場合は,市内に本社または本店が登記されている法人及び市内に住所をおく個人事業者によるもの。

(3) 三世代等補助金を受ける者は,リフォーム補助金と三世代等補助金の総額がリフォームに係る総事業費の1/2を超えてはならない。また,平成26年7月1日以降の申請から対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は,工事に含まれる地域材の材料費(消費税を含む)に応じて下表のとおりとする。

	地域材の材料費(消費税を含む)による段階	補助金額	三世代等補助金
区分	10万円以上 20万円未満	5万円	10万円
	20万円以上 30万円未満	10万円	
	30万円以上	15万円	

(申請資格)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は,次の各号の要件にすべて該当する者とする。

(1) 補助対象住宅を所有する者,又は使用する者で当該工事について所有者の同意が得られる者

- (2) 申請日現在において、市税等の滞納がない者。また、三世代等補助金の場合は同一世帯で成年の者全員に、市税等の滞納がないことを書面で確認できるもの。
- (3) 補助対象住宅について、過去に津山市県産材利用住宅リフォーム補助金を受けていない住宅
- (4) 補助金の交付を受けた日から市内に3年以上定住することを誓約する者。ただし、三世代等補助金の交付を受ける場合には、補助金の交付を受けた日から市内に3年以上三世代世帯等で定住することを誓約する者。
- (5) 申請年度内に当該工事の完了届が提出できる者
(補助金交付の申請等)

第8条 申請者は、津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類各1通を添えて、工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等完納証明書(三世代等補助金の場合は成年の者全員の完納証明書)
- (2) 地域材材料内訳書の写し
- (3) 工事箇所の図面及び写真
- (4) 登記簿謄本(建物)の写し※要約書でも可
(建物登記の無い場合は資産証明書を添付すること)
- (5) 定住誓約書
- (6) 世帯全員が同一になった住民票(三世代等補助金を申請した場合)
- (7) 前6号のほか市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請の却下を決定したときは、補助金交付却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金の変更、中止若しくは廃止しようとする場合、又は当該年度内に工事を完了できる見込みがなくなった場合は、すみやかに変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受け、補助金交付決定変更通知書(様式第2号の2又は様式第2号の3)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第9条 交付対象者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、津

山市地域材利用住宅リフォーム工事完了報告書(様式第5号又は様式第5の2)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事(総事業)費の領収書及び地域材材料内訳書
- (2) 工事施工後の写真
- (3) 地域材使用・納材証明書(様式第6号又は様式第6号の2)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、対象工事の状況について、必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を算定し、津山市地域材利用住宅リフォーム補助金額確定通知書(様式第7号)により、交付対象者に対し通知するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第11条 市長は、交付対象者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第12条 市長は、この要領を適用して補助金の交付がされた住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月9日から施行する。